

市内（地域密着型）通所介護事業所

市内居宅介護支援事業所

管理者 各位

市内地域包括支援センター

久喜市介護保険課長

久喜市高齢者福祉課長

通所介護事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日の緊急事態宣言を受け、本市では令和2年4月8日付けで通所系サービス事業所に対して、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を実施していただき事業の管理運営に努めていただくようお願いしたところです。

通所系サービス事業所によるサービス提供については、厚生労働省から介護保険最新情報にて、事業所と異なる場所で実施するサービス、利用者の居宅への訪問によるサービス、電話による安否確認のサービス等の柔軟な対応について示されております。

柔軟な対応を行った場合の介護報酬については、厚生労働省の一連の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」で示されているとおり算定が可能です。

なお、問い合わせの多い事項についてまとめましたので、下記留意事項をご覧くださいますようお願いいたします。

記

- 1 利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせるサービス
 - ・令和2年3月6日介護保険最新情報 Vol1779問1、2、
 - ・令和2年2月24日介護保険最新情報 Vol1770別紙1
- 2 利用者の意向を確認した上で行う電話による安否確認
 - ・令和2年4月7日介護保険最新情報 Vol1809問2
 - ・算定方法は、令和2年2月24日介護保険最新情報 Vol1770別紙1

上記1、2のサービスを行う場合は、通所介護事業所においては、利用者やご家族に対して、提供するサービスの内容や費用について丁寧に説明し、利用者の同意を得た上で実施してください。また、提

供するサービスについて、ケアマネジャーとケアプランの調整を行ったうえで開始し、これらの対応について記録に残してください。

また、上記1、2に準じたサービス提供を行った場合、介護予防・日常生活支援総合事業についても介護報酬の算定が可能です。

上記1、2のサービスを行う場合の、ケアプランの変更について
・令和2年4月10日介護保険最新情報 Vol18 16 問1

居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要です。（標準様式第2表、第3表、第5表等）また、上記1、2のサービスの必要性について検討し、サービス変更の理由や経過、利用者・家族の意向について、支援経過等に記録してください。

介護予防・日常生活支援総合事業についても、上記1・2の考え方に準じ、見直しを行い記録に残してください。

上記1、2のサービスを行う場合や、一時的に事業所を休業する場合

利用者からの問い合わせ等に対応する必要があるため、下記問合せ先までご連絡をお願いします。

<ご連絡いただきたい事項>

- ・実施するサービスの概要 ・実施期間 ・対象者数
- ・休業する場合は、期間、利用者の代替サービスについて
- ・問い合わせ先（通常と異なる場合）

※休業を検討する場合は、居宅介護支援事業所と十分に連携し、利用者の意向を伺い、可能な限り代替サービスの確保に努めてください。（令和2年4月24日介護保険最新情報 Vol18 24、3 休業する場合の留意点）

令和2年4月20日付け介護保険最新情報 Vol18 20にて、これまでに出了された新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、サービスごとにまとめたページが厚生労働省のホームページに掲載されております。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

【問合せ先】 久喜市役所 0480-22-1111
(介護給付について) 介護保険課 保険料・給付係 (内線 3265)
(総合事業について) 高齢者福祉課 地域包括支援係 (内線 3272)